第４章　県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）

１　二次対策工事に係る合意と実施

(1) 二次対策工事に係る話し合いと合意

周辺自治会と県では、一次対策工事への合意以降も、調査や二次対策について有害物調査検討委員会での議論を踏まえて話し合いを続けてきた。

一次対策工事への合意以降 13 回の話し合いを経て、平成 24 年（2012 年）10 月３日、県と周辺５自治会（赤坂・小野・上向・日吉が丘・栗東ニューハイツ）は、「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」を締結し、旧処分場における支障等の除去のため同協定別紙に定める二次対策工事基本方針に基づいて工事を実施すること、その具体的方法については引き続き話し合うこと等を定めた（全文は 164 ページ。以下「二次対策工事協定書」という。）。

二次対策工事協定書の締結にあたっての話し合いにおいては、対策工事の検討当初から廃棄物の全量撤去を望んでいた周辺自治会が最終的には県の提案する「有害物等の掘削除去」という方針に同意するということになった。しかし周辺自治会からは、今回の対策工事では廃棄物を残置することで水処理がいつまで続くかわからず、地下水の汚染を止められるといった期待される成果がないときには全体を掘削する旨を協定書に入れてほしいとの意見があった。これを受け、協定書では二次対策工事完了後５年を目途に対策工の有効性を確認し、有効でないと確認されたときは、県が調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し実施することが明記された。

同日、県と北尾団地自治会は、北尾団地自治会が二次対策工事基本方針に基づく工事の実施に同意するとともに、県が同自治会から提出された「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事について」およびこれに対する県の回答の内容を尊重して一日も早い問題解決に努める旨の「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書」を締結し、これにより二次対策工事が実施されることとなった。

なお、中浮気団地自治会は、平成 24 年９月の話し合いにおいて、対策工事への基本要求への県の対応が不十分であり、二次対策により将来の安心が十分に確保されていないとして、二次対策工事に同意しないことを決定した。（この基本要求のうち「不法投棄廃棄物（約 31 万㎥）を掘削撤去すること」や「不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること」については、県の提案する対策工では達成されるものではなかった。）

基本要求での要求事項	県の対策工事における方針
許可容量超過分の約 31 万㎥を掘削撤去すること	生活環境保全上の支障等の除去を目的としており、許可容量や許可品目に対策内容は影響されない。約 26 万㎥を掘削し、有害物を含む約６万㎥を場外に搬出する。 （生活環境保全上の支障等の除去を目的としていた理由は 68 ページの【コラム】廃棄物処理法における代執行事業参照）
不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること	

(2) 二次対策工事の実施

二次対策工事では、次の図のア～カの内容を実施した。なお、詳細は工事編に記載している。

ア　有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出処分

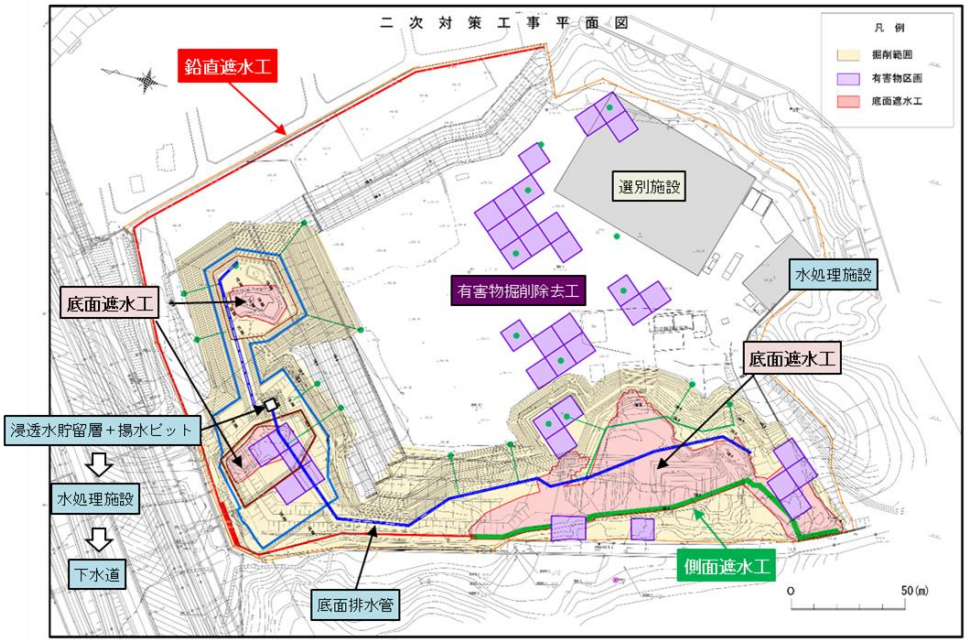
イ　周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）

ウ　遮水工事に伴う掘削により発生した廃棄物土の選別および選別した廃棄物（再生資源および選別土を除く）の搬出処分

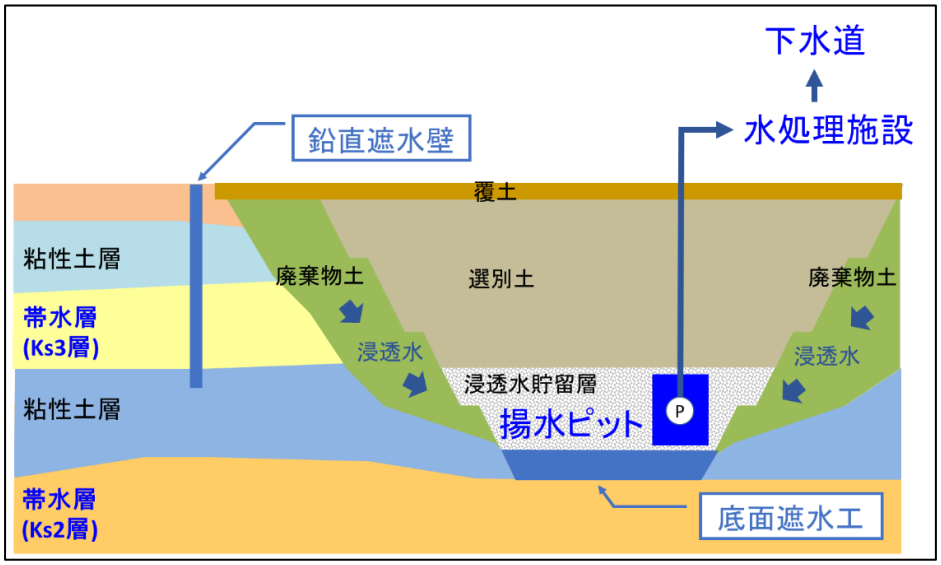
エ　廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）

オ　浸透水の流動性の改善（浸透水集排水管、浸透水貯留層、浸透水揚水ピットの設置）

カ　浸透水の揚水・浄化、モニタリング



【遮水の概念図】



【一次対策および二次対策の費用】

特定支障除去等事業（一次対策および二次対策）に要した費用は、合計で約 79 億円である。なお、費用の９割について起債が認められ、その元利償還金の５割について特別交付税により国からの支援を受けることとなった。しかし、産廃特措法失効後は国からの支援が見込めず、場内の水処理や周辺環境モニタリングといった継続的な取組に要する費用については、県が単独で負担することとなるおそれがあった。

この問題は滋賀県のみならず、産廃特措法に基づく支援を受けていた自治体共通の課題であったことから、同法の支援を受けていた自治体は、国に対し同法失効後の財政支援を講ずるよう繰り返し要望を重ねていった。

その結果、環境省は、特措法失効後も生活環境保全上の支障等がない状態を継続させるために対策を行う自治体を対象に、水処理や周辺環境モニタリングに要する費用の一部を補助する「特定支障除去等維持事業」を開始し自治体支援を継続した。

区分	一次対策事業 （平成24年度）	二次対策事業 （平成25年度～令和４年度）	合計
工事費	147,725,550円 (175,200,000円)	4,945,666,121円 (4,923,000,000円)	5,093,391,671円 (5,098,200,000円)
廃棄物処理費	58,245,158円 (116,000,000円)	1,455,427,303円 (1,764,000,000円)	1,513,672,461円 (1,880,000,000円)
管理作業費	34,157,739円 (50,400,000円)	1,215,697,592円 (1,379,000,000円)	1,249,855,331円 (1,429,400,000円)
事務費	0円 (6,800,000円)	12,274,706円 (14,000,000円)	12,274,706円 (20,800,000円)
総事業費	240,128,447円 (348,400,000円)	7,629,065,722円 (8,080,000,000円)	7,869,194,169円 (8,428,400,000円)

※　上段は事業費（実績）　下段は計画事業費

※　この他県単独費で実施した事業がある。（緊急対策工事、追加モニタリング等。合計約 333 百万円）

【コラム】改善命令で埋め戻した鉛含有廃棄物土

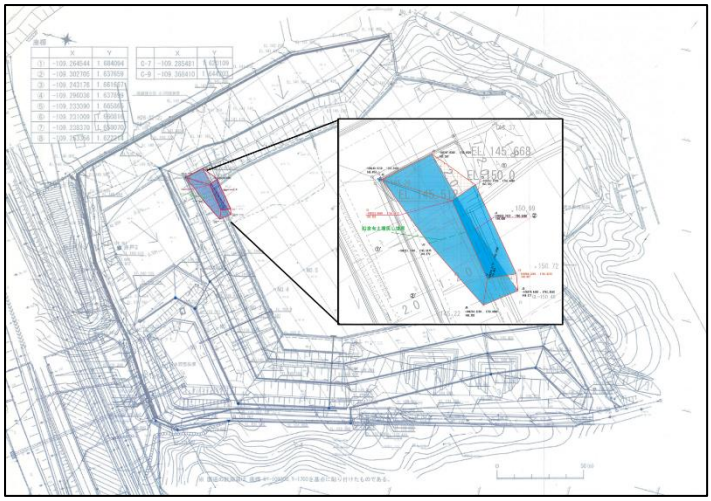
二次対策工事における掘削範囲に、平成 17 年度に粘性土で包み込んだ鉛含有土の分布範囲が一部含まれていることから、県と地元自治会で今後の取扱いについて検討した。地元自治会からは、二次対策工事基本方針から外れる対応を行う場合には新たに住民との合意が必要である、掘削した鉛含有廃棄物土は、場外搬出を要望するといった意見が挙がったことを受け、県は専門家の意見も踏まえたうえで、平成 27 年 12 月 22 日に県は鉛含有土に以下の方針で対応することとした。

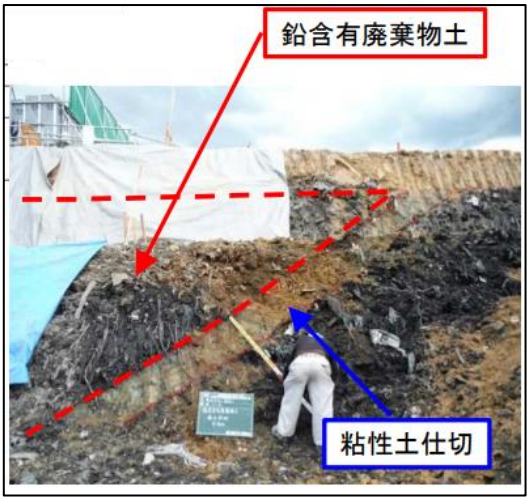
・掘削した鉛含有廃棄物土は「選別」を行い、廃プラスチックや木くず等の埋戻しできない「選別回収廃棄物」は、場外に搬出し処分する。
・選別土はその他の廃棄物土と同様に「適合確認分析」を行い、埋戻し基準に不適合の「選別土」は、場外搬出し処分する。
・「再生資材」および埋戻し基準に適合する「選別土」は、基本方針ではそのままの状態で埋戻すこととしているが、鉛含有廃棄物土由来の「再生資材」および埋戻し基準適合「選別土」は、残置し

ている他の鉛含有廃棄物土（約 4,500 ㎥）と同様に粘性土で包み込み、その位置情報を記録・保管する。

・鉛含有廃棄物土由来の「再生資材」や「選別土」が、粘性土で包み込み措置した場所から流出しないよう、目視や浸透水モニタリングで監視する。

鉛含有廃棄物土の埋戻し場所





2　旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会の設置

(1) 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会の概要

平成 24 年（2012 年）２月に開催された二次対策工事に係る県と周辺自治会との話し合いの中で、どのような対策工を取ることとなっても、対策工と併せて対策工の効果に対する客観的な評価をするためのシステムを作るべきであり、そこには栗東市と住民も参画するようなトータルプランニングを出してほしいとの意見が住民から出た。また、同年６月に開催された第７回有害物調査検討委員会においても、２次対策工以降に追加の対策工が必要かをどの段階で確認すべきか住民から質問があった際に、委員の一人からモニタリングデータ等を公開して施工者および県と話し合う公的な組織を作っておく必要があるとの発言があった。

こうした意見を踏まえ、県は同年７月の周辺自治会との話し合いにおいて、住民と学識者および市・県で構成する組織の設置をする方針を明らかにした。

二次対策工事協定書においてもこの方針を明記し、協定書第６項に基づき、周辺６自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市および滋賀県は、ＲＤ問題について、次に掲げる内容に関する情報を共有して意見を交換することを目的として、旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

・二次対策工事の具体的方法
・二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認
・一次、二次対策工事の有効性の確認
・その他二次対策工事実施に起因する問題等

この連絡協議会では、有害物調査検討委員会の委員であった５名の学識経験者（第３章４参照）にアドバイザーに就任いただき、理工学的事項について随時アドバイスを受けることとした。

なお、中浮気団地自治会は、二次対策工事協定書を締結しなかったことから連絡協議会の構成員とならないことを決定した。しかしその後も、中浮気団地自治会の住民は、連絡協議会の傍聴、現場見学会や「住民と知事の意見交換」への参加、現場事務所に併設した情報公開室での工事状況の確認、県との意見のやり取り等によりＲＤ問題の解決に向けた取組に参加してきた。



平成 25 年８月８日経堂池採水地点から旧処分場を望む



周辺環境への対策工事の影響を調査するため経堂池で採水する様子

(2) 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会での話し合い

連絡協議会は、平成 25 年（2013 年）５月 28 日に第１回会議を開催した。平成 26 年（2014 年）８月 29 日に開催された第９回連絡協議会では知事が出席し、近隣住民に対しこれまで心配と負担をかけてきたことを謝罪するとともに、ＲＤ問題を先進事例として環境行政を改善・前進させていく旨表明している。（第９回連絡協議会へ知事が出席した後も、連絡協議会において住民から同協議会への知事の出席を求める意見が繰り返し寄せられた。）以後、現在までに 56 回、概ね年４回開催してきた。これまでの開催日については年表（148 ページ）に記載している。

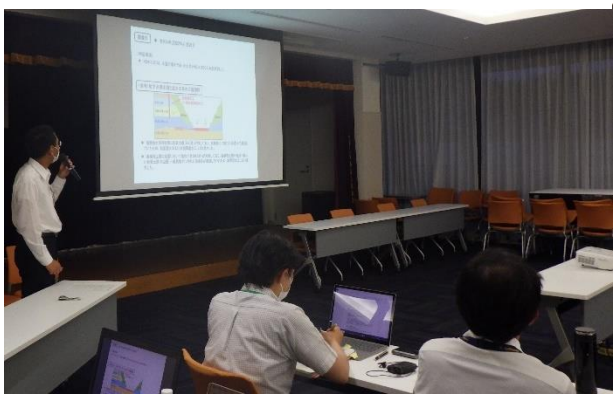
連絡協議会は、栗東市内の会場で開催し、事務局（県）が二次対策工事の進捗状況やモニタリング結果等について報告し、６自治会の住民や市と活発に意見交換を行ってきた。県は、定例的な議題だけでなく、二次対策工事の状況についても連絡協議会で報告し、住民と情報を共有し意見を交換したうえで対策を進めるよう努めてきた。また、平成 26 年（2014 年）３月から令和２年（2020 年）11 月にかけて二次対策工事の様子を現地で説明するため現場見学会を開催し、22 回の見学会に延べ 213 人が参加した。

なお、連絡協議会は、周辺６自治会の近辺の栗東市が所有する施設等での開催が多いが、令和２年（2020 年）以降の新型コロナウイルスが流行する中にあっては、書面開催といった新たな開催手法を取り入れながら、従来どおり年４回定期的に開催したほか、令和３年度からは「旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会」が設置された（詳細は後述）。

【連絡協議会の主な議題】

・二次対策工事の進捗状況（別途、住民向けの現場見学会を開催）
・工事の施工方法（新たに判明した現場の状況に対応するための工法の変更等）
・モニタリング調査結果（定例的な調査の結果報告、特徴的な結果に係る解析や今後の対応等）
・旧処分場施設の維持管理の状況
・生活環境保全上の目標の達成状況
・対策工の有効性の確認に係る具体的な手法　等

【連絡協議会で県の職員が説明する様子】



3　住民と知事の意見交換

令和２年（2020 年）12 月 23 日に、「旧ＲＤ最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換」を開催した。この会では、周辺自治会の住民から事前に 21 題の質問や意見が寄せられ、その内容等について住民と知事が直接意見交換を行った。

【「旧ＲＤ最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換」の開催概要】

日　　時	令和２年（2020 年）12 月 23 日　19 時～20 時 48 分
会　　場	栗東市老人福祉センターなごやか　集会室
出 席 者	14 名（小野・赤坂・上向・北尾団地・中浮気団地・日吉が丘・栗東ニューハイツの住民） 三日月知事、県の関係職員 野村市長、藤村副市長、市の関係職員 （このほか、傍聴者として住民・県議会議員・市議会議員・報道機関　19 名）
主な内容	周辺自治会の住民から寄せられた質問や意見（21 題）に係る意見交換 なお、意見交換は質問や意見を次の３テーマに分けて行った。 テーマ①　着工前の県の対応について（調査方法、住民への対応、情報公開等） テーマ②　対策工について（廃棄物の封じ込め、有効性の確認等） テーマ③　将来に向けて（跡地利用、アーカイブ、再発防止等）



知事による冒頭の挨拶



住民と知事が意見交換する様子

４　旧処分場敷地の県有地化

旧処分場敷地については、平成 18 年（2006 年）の旧ＲＤ社の破産手続開始以降、県が取得して適正に管理するよう周辺自治会から要望されてきた。

県では、住民の安心を確保するとともに、県による対策を円滑に実施し、かつ対策工の終了後も適正に管理する必要があること等を踏まえ、旧処分場敷地を取得（県有地化）することとし、二次対策工事協定書において「甲（県）は、旧ＲＤ最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る」との内容を盛り込んだ。

その後、関係者の協力を得て土地の境界その他の権利関係を整理し、平成 26 年度（2014 年度）９月 30 日までに全ての土地を県が取得した。

取得した土地の範囲は、県による行政代執行事業の対象区域の全体（旧処分場の区域<埋立の許可区域>内の土地およびこれに隣接する旧ＲＤ社所有地<沈砂地の設置場所等>の範囲と一致する。実測面積 53,260.99 ㎡）である。

土地の取得に当たっては、旧ＲＤ社および個人（第三者を含む。）から全て寄附採納により取得し、抵当権者にも無償での抵当権の解除等の協力を得た。

５　生活環境保全上の目標の達成

実施計画では、令和５年（2023 年）３月までに達成すべきものとして次の①から③の目標を定めており、これまでの工事およびモニタリングにより全ての目標について達成していることを確認した。

目標の達成については有識者（アドバイザー）の同意を得るとともに連絡協議会、県議会環境・農水常任委員会および滋賀県環境審議会で説明し、最終的に国に報告した。

なお、住民から残置廃棄物に起因する支障等が発生するおそれに関し、今後もモニタリング等を継続すべきとの強い要望があり、国への報告の中でも連絡協議会（地元住民）への説明結果として県が要望を受けたことを明記したうえで提出している。

目　　標	達成状況
①　旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと	二次対策工事において覆土等が設計どおり適正に施工されたことから、達成を確認した。
②　旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと ※　旧処分場周縁の井戸の地下水水質が２年以上連続で地下水環境基準を満足すること等で判断	工事終了後、四半期ごとに年４回のモニタリングを実施し、評価地点６箇所において年平均値で２年連続して旧処分場に起因する環境基準の超過はなかったことから、達成を確認した。 ※　評価地点のうち１箇所（No.3-1 地点）では、ひ素が環境基準を超過していることから原因を調査し、アドバイザーの見解をもとに、旧処分場由来ではなく自然由来であるとの調査結果を取りまとめた。
③　旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例の基準を超過するおそれのないこと ※　覆土、硫化水素発生条件の除去、敷地境界での臭気基準の満足等で判断	次の状況から、達成を確認した。 ア　覆土等が設計どおり適正に施工された。 イ　浸透水のモニタリング等により、硫化水素発生条件が除去されていることを確認した。 ウ　敷地境界４箇所で年４回モニタリングを実施し、２年間連続して硫化水素は検出されなかった。

【参考：目標②に係る地下水調査の概要】

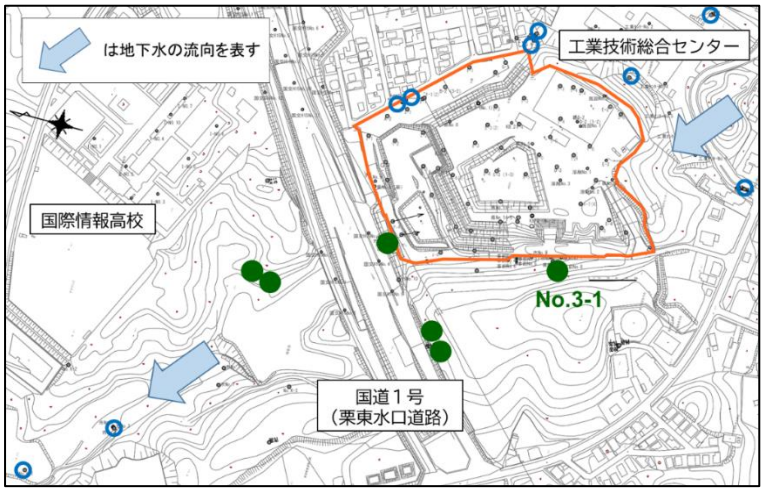
・　頻度　　年４回（工事完了後２年間で計８回実施）

・　地点数　６箇所（目標の達成に係る評価地点。図●印）

※　この他に、９地点（図○印）で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施

・　主な分析項目数　24 項目（ひ素、ほう素、鉛等）

《調査地点》



6　対策工の有効性の確認

県と周辺自治会が交わした二次対策工事協定書において、工事完了５年後（令和７年度（2025 年度）末）を目途に工事の有効性を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施することと定められている。

対策工の有効性を確認するためには、評価方法およびその判断について設定する必要があり、実施計画においては対策工が旧処分場の外部への支障等を除去することを基本方針としていたことから、実施計画の目標が達成された状態が継続していることを確認することとした。

ここでいう実施計画で定められた目標は次の３点であるが、これらはいずれも旧処分場からの生活環境保全上の支障等が外部に拡散しないことを目的としたものである。

【遮水工の外部の評価指標】

ア　旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。 イ　旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質（塩化ビニルモノマー※、1,4-ジオキサン等）によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。 ウ　旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。 ※平成 29 年 4 月 1 日からクロロエチレンに名称変更

一方、対策工で有害物等を含め廃棄物土を掘削除去しているが、遮水工の内部には廃棄物土が残ることから、掘削範囲に管理型処分場の構造および維持管理の仕組みを取り入れ機能させることによって安定化を促進している。このことから、連絡協議会では対策工によって旧処分場はどのように変わったのか通常のモニタリングにプラスαで調べてほしいと意見があった（第 43 回連絡協議会）。

安定化の考え方として、「この内部の廃棄物土は長期的に安定化していかないといけない、無機質

など分解しにくいものは雨水等で薄く洗い出して少しずつ外部に排出していくのはやむを得ないし、その状況をみていく必要がある。」とアドバイザーからご意見をいただいた。このご意見を踏まえると、有効性を確認する時点では安定化はその途上であることから、次の二点の指標から安定化へのプロセスの状況を確認していくこととした。

【遮水工内部の評価指標】

ア　遮水の内部全体の廃棄物土の状況（浸透水の水質、発生ガスの流量および濃度）
イ　廃棄物土に含まれる有機物の分解の進行度合い（内部温度および水温、地表面の沈下）

これらの目標を達成し、対策工の有効性およびその先の旧処分場の安定化を確認できるまで継続したモニタリング等が必要になるため、今後も県は引き続き旧処分場の監視および維持管理を行う必要がある。